税法実務コース「所得税」 学習スケジュール

回数		学 習 テ ー マ	内 容
		テーマ 1 所得税の仕組み	所得税の仕組み、税額計算、
	第1章	テーマ2 所得税額の計算	所得税が課税されないものに
		テーマ3 非課税所得	ついて学習します。
		テーマ1 各種所得金額の計算の概要	所得の分類、各種所得金額の
		テーマ2 利子所得	計算方法について学習します。
		テーマ3 配当所得	なお、不動産所得、事業所得、
	# 0 =	テーマ 6 給与所得	譲渡所得については、次回以降
	第2章	テーマ7 退職所得	に確認します。
		テーマ8 山林所得	
		テーマ10 一時所得	
		テーマ11 雑所得	
		テーマ 1 所得控除の計算	各所得控除の種類、計算方法
		テーマ2 雑損控除	について学習します。
	第3章	テーマ3 医療費控除	
		テーマ4 社会保険料控除	
		テーマ5 小規模企業共済等掛金控除	
第1回		テーマ6 生命保険料控除	
		テーマ7 地震保険料控除	
		テーマ8 寄附金控除	
		テーマ9 障害者控除	
		テーマ10 寡婦・寡夫控除	
		テーマ11 勤労学生控除	
		テーマ12 配偶者控除	
		テーマ13 配偶者特別控除	
		テーマ14 扶養控除	
		テーマ15 基礎控除	
		テーマ 1 申告書等・添付書類の種類	確定申告書A様式の記載方
		テーマ2 確定申告書A様式の記載方法	法(医療費がある場合・公的年
	第4章	1	金等がある場合)について学習
		(医療費等がある場合)	します。
		トレーニング①	
		テーマ3 確定申告書A様式の記載方法	
		2	
		(公的年金等がある場合)	
		トレーニング②	

	第5章	テーマ 1	損益通算	赤字の所得があった場合の
		テーマ 2	損失の繰越控除	計算方法及び青色申告制度に
		テーマ3	青色申告制度	ついて学習します。
		テーマ 1	税額控除の概要	各種税額控除の計算方法に
		テーマ 2	配当控除	ついて学習します。
	第6章	テーマ3	住宅税制に関する税額控除	
		テーマ 4	寄附金特別控除	
		トレーニン	ノグ③	
第2回	第2章	テーマ4	不動産所得の概要	不動産所得がある場合の計
		テーマ 1	不動産所得の収入金額	算方法、青色申告決算書及び収支
		テーマ 2	不動産所得の必要経費	内訳書の記載方法、確定申告書
		テーマ3	土地取得のための借入金利子	B様式の記載方法について学習
		テーマ 4	不動産所得用の青色申告決算	します。
	第7章		書及び収支内訳書の記載方法	
		テーマ 5	確定申告書B様式の記載方法	
		1		
			(不動産所得がある場合)	
		トレーニン	ノグ④	
	第2章	テーマ 5	事業所得の概要	事業所得がある場合の計算
		テーマ 1	事業所得の収入金額	方法、青色申告決算書及び収支
		テーマ 2	事業所得の必要経費	内訳書の記載方法、確定申告書
		テーマ3	事業所得用の青色申告決算書	B様式の記載方法について学
	笋 Q 音	テーマ3	事業所得用の青色申告決算書 及び収支内訳書の記載方法	B様式の記載方法について学 習します。
	第8章			
	第8章		及び収支内訳書の記載方法	
第3回	第8章	テーマ4	及び収支内訳書の記載方法	
第3回	第8章	テーマ4	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合)	
第3回	第8章	テーマ 4 2 トレーニン	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合)	
第3回		テーマ 4 2 トレーニン テーマ 9	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合) レグ⑤	習します。
第3回		テーマ 4 2 トレーニン テーマ 9 テーマ 1	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合) ング⑤ 譲渡所得の概要	習します。
第3回		テーマ4 2 トレーニ: テーマ9 テーマ1 テーマ2	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合) ング⑤ 譲渡所得の概要 土地建物を譲渡した場合	習します。 譲渡所得の計算方法を学習 します。また、土地建物を売却 した場合について計算明細書、 確定申告書の記載方法につい
第3回	第2章	テーマ4 2 トレーニン テーマ9 テーマ1 テーマ2 テーマ3	及び収支内訳書の記載方法 確定申告書 B 様式の記載方法 (事業所得がある場合) ング⑤ 譲渡所得の概要 土地建物を譲渡した場合 居住用財産を譲渡した場合	習します。 譲渡所得の計算方法を学習 します。また、土地建物を売却 した場合について計算明細書、

	第9章	テーマ4	株式等を譲渡した場合	株式等を売却した場合につ
		テーマ 5	第三表の記載方法 2	いて計算明細書、確定申告書の
			(株式等を譲渡した場合)	記載方法について学習します。
		トレーニ	ング⑦	
	第10章	テーマ 1	第四表の記載方法	損失申告用の確定申告書の
笠 4 同			(損失申告がある場合)	記載方法について学習します。
第4回		トレーニン	ング⑧	
	第11章	テーマ 1	源泉徴収制度	源泉徴収制度及び年末調整の
	カリ早	テーマ 2	年末調整	仕組みについて学習します。
		テーマ 1	確定申告書の提出義務者	確定申告書の提出義務者や
	第12章	テーマ 2	届出書について	届出書などの添付書類等につ
				いて学習します。

※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日確定法令 等に基づき作成しております。

1

所得税の仕組み

所得税は4段階に分けて計算する

Theme

1 所得税とは

- (1) 所得とは:原則として「収入」から「経費」を差し引いた「利益」のことをいいます。
- (2) 課税期間:原則として1月1日~12月31日の1暦年間をいいます。
- (3) 確定申告期間:原則として課税期間の翌年2月16日から3月15日までに申告及び納付をしなければなりません。

2 所得税の計算体系

所得税の計算については、以下の4段階に分けて計算することとなっています。

- (1) 各種所得の金額の計算:個人が得た所得を10種類に区分して所得金額を計算する。
- (2) 課 税 標 準 の 計 算:各種所得の金額を合算する。(総合課税のみ)
- (3) 課税所得金額の計算:課税標準から所得控除額を控除する。
- (4) 納 付 税 額 の 計 算:課税所得金額に税率を乗じて税額を計算する。
- ・ 所得税の計算体系



3 各種所得の金額の計算

所得税の計算において、第一にしなければならないのが所得を 10 種類に区分し、それぞれに定められた計算方法により所得金額の計算を行うことです。 なお、所得の区分は、次のようになります。

・10種類の各種所得

所得の種類	内容
利子所得	預貯金の利子、公社債の利子などに係る所得
配当所得	株式の利益の配当などに係る所得
不動産所得	不動産の貸付けに係る所得(アパートの賃貸料、地代など)
事業所得	物品販売業などに係る所得
給与所得	給料、賞与などに係る所得
退職所得	退職一時金などに係る所得
山林所得	保有期間が5年を超える山林(立木)の売却に係る所得
譲渡所得	資産の売却に係る所得
一時所得	クイズの賞金、生命保険金などに係る所得
雑 所 得	年金収入、原稿料収入などに係る所得

※ 課税の分類

	(利子所得)
	配当所得(総合課税)
	不動産所得
 総合課税となる所得	事業所得
応口味忧こるの別符	給与所得
	譲渡所得(総合短期・総合長期)
	一時所得
	雑所 得
	利子所得・配当所得(申告分離課税)
┃ ┃ 分離課税となる所得	退職所得
刀離味気となる別待	山林所得
	譲渡所得(分離短期・分離長期・株式等)

4 課税標準の計算

第2段階の課税標準の計算では、原則として各種所得(総合課税)の金額を合算します。

なお、所得の種類によっては合算しない所得(分離課税)もあります。

また、課税標準の計算において赤字の所得がある場合には「損益通算」を行います。

5 課税所得金額の計算

第3段階の課税所得金額の計算では、課税標準から所得控除の合計額を控除して、課税所得金額を算出します。

所得控除とは、個人的な事情などを考慮するために税負担面での調整を行う目的で設けられた控除のことをいい、14種類の所得控除があります。

・14種類の所得控除

所	得	控	除	の	種	類	内容			
雑		損		控		除	居住者又は親族が所有する資産が災害等にあった場合			
医	医療費控		除	居住者が本人又はその親族の医療費を支払った場合						
社	会	保	険	料	控	除	居住者が社会保険料等を支払った場合			
小規模企業共済等掛金控除					全土	空除	居住者が小規模企業共済等の掛金を支払った場合			
生	命	保	険	料	控	除	居住者が生命保険料を支払った場合			
地	震	保	険	料	控	除	居住者が地震保険料を支払った場合			
寄	ß	付	金	ŧ	空	除	居住者が特定寄付金を支払った場合			
障	듿	F	者	ł	空	除	居住者又はその親族が障害者の場合			
寡婦(寡夫) 控除					控	除	居住者が寡婦又は寡夫の場合			
勤	労	学	<u> </u>	生	控	除	居住者が勤労学生である場合			
配	倡	禺	者	ŧ	空	除	居住者が控除対象配偶者を有する場合			
配	偶	者	特	別	控	除	居住者が控除対象配偶者以外の配偶者を有する場合			
扶		養		控		除	居住者が扶養親族を有する場合			
基		礎		控		除	すべての居住者が38万円を控除する			

6 納付税額の計算

第4段階の納付税額の計算では、各課税所得金額に超過累進税率又は比例税率を乗じて所得税額を計算し、配当控除などの税額控除や源泉徴収税額を控除して納付税額を算出します。(詳しくはテーマ2参照)

(注) 合計所得金額とは損失の繰越控除を行う直前の課税標準の合計額であり、損失の機軽控除がなければ、課稅標準の合計額と同額である。

所得税額の計算

所得税の税額計算は超過累進税率と比例税率がある

1 納付税額の計算

納付税額の計算については、まず課税所得金額に税率を乗じて算出税額を計算します。 次に、税負担を軽減するためにいくつかの税額控除を認めており、算出税額から税額控除 の合計額を差し引くこととしています。

さらに、前払税金である源泉徴収税額及び予定納税額を算出税額から差し引いて納付税額 を求めることとなります。

なお、平成25年から復興特別所得税が課税されることとなり、その年の所得税額と併せて 納付しなければなりません。従って、所得税の納付税額を求める計算過程において復興特 別所得税の計算を行うこととなります。

□納付税額を求めるまでの流れ

算 出 税 額 の 計 算	 超過累進税率などで税額計算
Û	
税 額 控 除 額 の 控 除	 配当控除や住宅ローン控除などの控除
Û	
基準所得税額の計算	 算出税額から税額控除額及び災害減免額を控除
Û	
所得税及び復興特別所得税の計算	 基準所得税額×102.1%
\Box	
源泉徴収税額の控除	 前払税金の精算(控除)
Û	復興特別所得税の源泉徴収税額も精算
予 定 納 税 額 の 控 除	 前払税金の精算(控除)
Û	
確定申告により納付すべき税	 源泉徴収税額及び予定納税額を控除しきれない
	場合は還付となる。(復興特別所得税を含む)

2 算出税額の計算

所得税の税額計算は、各課税所得金額(課税標準の金額から一定の順序により所得控除額を控除した金額)に超過累進税率又は比例税率を乗じて算出税額を計算します。

なお、課税所得金額に千円未満の端数がある場合には、その端数を切捨てた後に税率を乗 じます。

具体的には、以下のようになります。

- (1) 超過累進税率によるもの
- ① 課税総所得金額【A】に対する税額(総合課税)

【A】 × 超過累進税率 速算表により求める

② 課税退職所得金額【B】に対する税額

【B】× 超過累進税率 速算表により求める

- ③ 課税山林所得金額【C】に対する税額(5分5乗方式)
- (1) 【C】 × $= \frac{1}{6}$ (千円未満の端数があっても切捨てない)
- (2) A × 超過累進税率 = B
- (3) **B** × 5
- (2) 比例税率によるもの
- ① 課税短期譲渡所得金額【D】に対する税額(土地・建物)

[D] × 30%

② 課税長期譲渡所得金額【E】に対する税額(土地・建物)

[E] × 15%

③ 上場株式等に係る課税配当所得等(配当・利子)の金額【F】に対する税額

[F] × 15%

④ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額【G】に対する税額

 $[G] \times 15\%$

⑤ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額【H】に対する税額

[H] × 15%

⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額【I】に対する税額

[I] × 15%

□超過累進税率の税額速算表

課税総所得	金額等の金額	税率	控除額	計	算	方	法
	195万円以下	5 %					
195万円超	330万円以下	10%	97, 500円				
330万円超	695万円以下	20%	427, 500円				
695万円超	900万円以下	23%	636, 000円	所得金額	×税率	区一控院	除額=税額
900万円超	1,800万円以下	33%	1, 536, 000円				
1,800万円超	4,000万円以下	40%	2, 796, 000円				
4,000万円超		45%	4, 796, 000円				

3 税額控除

所得税では、一定の趣旨から税負担を軽くするために税額控除を認めています。税額控除の代表的なものには配当控除、住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)、外国税額控除などがあります。(詳しくは第6章参照)

4 復興特別所得税

平成 25 年より東日本大震災の復興のための財源として『復興特別所得税』が課税されることとなりました。(平成 25 年から平成 49 年まで)この復興特別所得税は、すべての所得に対する所得税額を「基準所得税額」として、その 2.1%が税額となります。

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

なお、復興特別所得税は、所得税と併せて納付することから、所得税額の計算において次の算式により所 得税及び復興特別所得税額の合計額を求めることとなります。

所得税及び復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 102.1%

5 源泉徴収税額

源泉徴収制度とは、一定の収入を受け取る際に所得税を差引かれた後の金額を手取額と して受け取ることをいい、差引かれた所得税額を源泉徴収税額といいます。

源泉徴収税額は、あくまで所得税額の前払いであるため、納付税額を計算する場合には 控除されることとなります。

なお、復興特別所得税も所得税と併せて源泉徴収されているためその合計額を源泉徴収 税額として所得税及び復興特別所得税の合計額から控除することとなります。

6 予定納税額

予定納税とは税額の前払制度で、原則として前年に確定申告をしたことにより税金を納めた人は、その納めた税額を基礎に7月と11月に一定の金額を前払税金として納めることとなります。なお、この予定納税を納付する際、復興特別所得税も併せて納めることとなります。

予定納税額は、あくまで所得税額の前払いであるため、納付税額を計算する場合には控 除されることとなります。